

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている 児童養護施設等を退所した皆さんへ

～埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付～

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ってしまい、生活に困っている方へ生活費と家賃をお貸しします。借りたお金は、5年間（1週間あたり20時間以上）仕事に就くことで返済が不要になります。

アルバイトが減って、
生活費が足りない…

職場が休業になり、
お給料が減って生活が苦しい…

貸付の対象者・内容

就職者も、生活支援費が申請
できるようになりました

退所・委託解除後、 就職した方		
	貸付金額	貸付期間
<u>生活支援費</u>	月額8万円	最大12か月間（求職期間含む）
家賃支援費	1月あたりの家賃相当額 （上限あり）	退所後又は委託解除後から最大3年間

5年間引き続き就業を継続することで
返済不要！

施設等を退所後、 進学した方		
	貸付金額	貸付期間
生活支援費	月額5万円 <u>+3万円</u>	在学期間 ※+3万円については12か月間まで
家賃支援費	1月あたりの家賃相当額 （上限あり）	在学期間

既に5万円の貸付を受けている
方も+3万円の増額ができます

卒業後、1年以内に就職し、5年間引き続き就業を継続することで
返済不要！